

第3回女性と経済ワーキング・グループ  
「ジェンダーと財政」

東京大学名誉教授 神野直彦

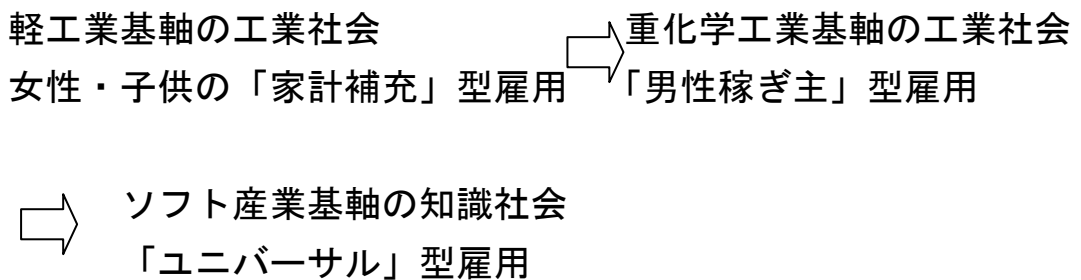
2011年4月27日

# 1. 論点と財政学における公正原則

## 1-1. 課題

- (1) (専業主婦を肯定しつつも) 所得税制は個人単位が望ましい理由
- (2) 市場の分配の不公平を是正する再分配(税制・社会保障)のあり方

## 1-2. 正義の基準における歴史的相対性

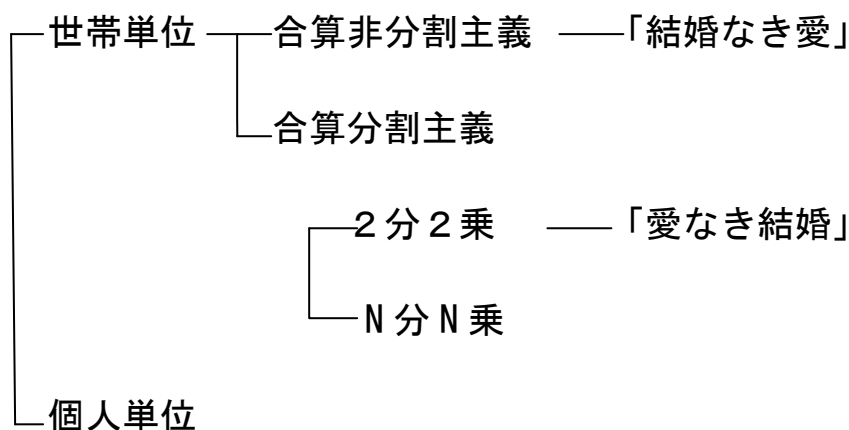


# 2. 所得税の課税単位とジェンダー

## 2-1. 応能的公平と婚姻の中立性

- (1) 市場による所得分配の修正 = 正義とする基準へ
- (2) 中立的(比例的)公正から累進的公正へ
- (3) 「男性稼ぎ主」型雇用へ

## 2-2. 課税単位



## 2-3. 日本の特異な経験

### (1) 早すぎたシャープ勧告

#### 個人単位主義と欠陥（所得分割）是正

- ・ 事業等所有者が家族構成員に支払った対価を必要経費に算入することを否定する制度
- ・ 家族構成員の資本所得を主たる所得者の所得に合算して税額を計算する制度

### (2) 疑似合算分割主義としての専従者控除と「合算分割主義の否定」合憲判決

- ・ 最（大）判昭和36年9月6日 憲法24条に違反しない
- ・ 昭和36年度から配偶者控除の新設
- ・ 多数化した共稼ぎ夫婦の不满—「内助の功」としての配偶者特別控除 同時に家計補充的パート労働への配慮

## 2-4. オールドマン=テンプレの三原則

- (1) 結婚前の一人の所得と結婚後の夫婦二人の所得の合計が同じ場合には、前者に重く課税すること—共同消費
- (2) 結婚前の二人の所得と結婚後の二人の所得が等しい場合には後者を重くすること—規模の利益
- (3) 共働き夫婦、共稼ぎ夫婦、片稼ぎ夫婦の所得が同じ場合は、片稼ぎ夫婦を共働き夫婦や共稼ぎ夫婦よりも重く課税すること—分業の利益

## 2-5. ポスト工業社会の公正

- ・ 合算分割主義から個人単位主義へ
- ・ 個人単位主義の欠陥の修正
- ・ 社会保障は世帯単位の合算分割主義で

### 3. ポスト工業社会における所得再分配の公正

#### 3-1. 垂直的再分配から水平的再分配へ

垂直的再分配—高所得者から低所得者への現金移転

水平的再分配—同一所得においてリスクに陥った時の補填

#### 3-2. 選別主義から普遍主義へ

#### 3-3. 現金給付から現物給付へ

#### 3-4. 「現金給付による最低限保障」から「普遍主義にもとづく現物給付と現金給付によるスタンダード保障」の再分配へ

- ・今、私は、仕事の休暇をとって、お祖母さんのお世話をする権利を使っているところで。私の収入は、社会保険事務所からのこれまでの給料にみあった保障金。これを「お祖母さんのお金」と言っています。お祖母さんにも私にも、これはありがたいです。

(ヴェラ 82 歳、コーリン 22 歳 親族介護者)

- ・私は自分の家で、いろいろな自分の持ち物や思い出に囲まれて、快適に暮らしています。自分でできることは、もう多くはありません。けれども、私の介護をしてくれている職員さんは親切で有能ですし、安全ベルもあるので、自宅に住み続けることができます。それは幸せなことです。

(アクセル 82 歳 自宅居住)

- ・私は、ここで気持ち良く暮らしています。部屋は一つだけでも、キッチンも付いています。綺麗ですし、昔の家から運んだ、私にとって大切な物を置く場所もありますから。シャワーもトイレも付いています。私は、そうしたいときにはよく友達と行き来しています。職員のみなさんは、まるで最高のホテルのように、いつもきちんとして下さるのですよ。

(リンネア 82 歳 老人ホーム居住)

—以上—

主要国における配偶者及び被扶養親族に対する主な税制上の配慮措置

(2011年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と夫婦単位課税の選択制	個人単位課税	個人単位課税と夫婦単位課税の選択制	世帯単位課税（N分N乗方式）
（参考） 私有財産制度	夫婦別産制	州によって異なる （多くは夫婦別産制）	夫婦別産制	原則夫婦別産制	法定共通制（注4）
納税者本人に 係る控除等	基礎控除 [38万円]	人的控除 [30万円]	基礎控除 [85万円]	税率不適用所得 [90万円]	税率不適用所得 [67万円]
配偶者に 係る控除等	配偶者控除 [38万円]	人的控除 [30万円]	なし（注1）（注2）	税率不適用所得 [90万円（夫婦単位課税）]	税率不適用所得 [67万円（世帯単位課税）]
被扶養親族 に係る控除 等	扶養控除 16歳以上の扶養親族 38万円 特定扶養親族 （19歳以上 23歳未満） 63万円 老人扶養親族（70歳以上） 48万円	被扶養者に係る人的控除 あり [30万円]  また、一定の要件（所得、 年齢等）の下、子につ いては、児童税額控除（給 付付き）を受けることが できる。 [17歳未満、8万円*]	なし（注2）  ただし、一定の要件（所 得、年齢等）の下、子に ついては、児童税額控除 （全額給付）を受けるこ とができる。 [16歳未満、7万円*（注3）]	なし  ただし、18歳未満及び一 定の要件を満たす18歳以 上の子については、児童 控除（児童手当（25万円） との選択）を受けること ができる。 [児童控除の額は 子供一人につき78万円]	なし  ただし、21歳未満及び一 定の要件を満たす21歳以 上の子については、合算 課税（世帯単位課税）を 適用できる（注5） [家族除数1につき 税率不適用所得67万円]

\* 納税者の所得に応じて金額が変動するもの。

（備考） 各国の控除等については、一般的に適用される控除等について、原則の適用要件と、その際の1人当たりの最大金額を円建概算額で記している。  
邦貨換算レートは、1ドル=82円、1ポンド=131円、1ユーロ=112円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成22年（2010年）11月中における実勢相場の  
平均値）。

（注1） 英国における夫婦者税額控除は2000年度に原則廃止。ただし、経過措置あり。

（注2） 英国では、一定の要件（労働時間、年齢等）の下、全額給付の税額控除として、就労税額控除が認められており、配偶者を有する者又は子を有する単身者に対しては  
最大25万円の加算措置がある。

（注3） 英国における児童税額控除は、低所得世帯に対して子1人当たり最大30万円増額される。

（注4） フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する。）

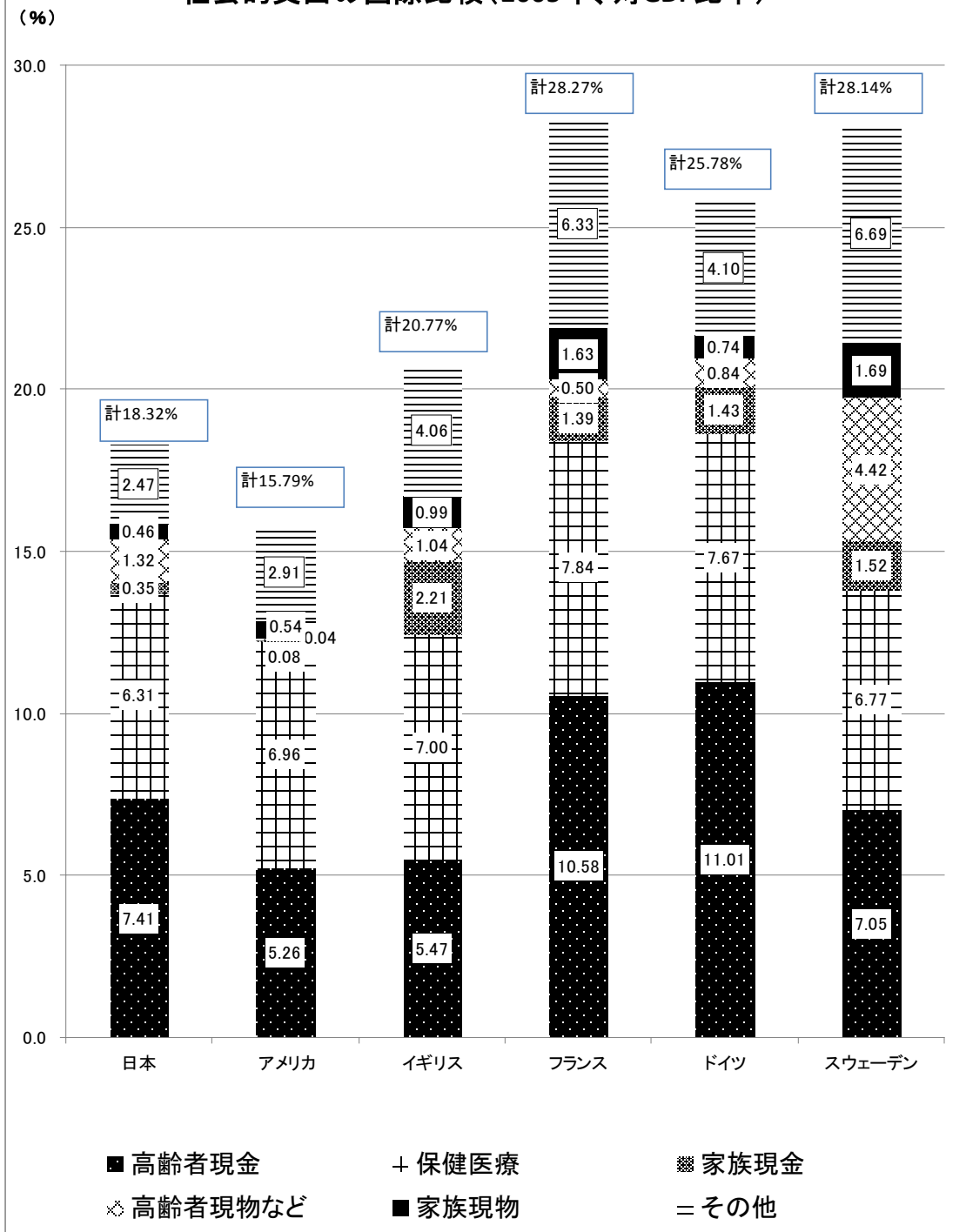
（注5） フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。な  
お、家族除数（N）による調整を受けられない成人した子については、扶養費用を所得控除（最大64万円）できる。

## 社会保障と経済的パフォーマンス

	社会保障 (社会的支出のGDP比)	経済成長率 (00-06平均)	格差 ジニ係数	貧困率 (相対貧困率)	財政収支 (00-06平均)	ジェンダー不平等指数 Gender Inequality Index GII	ジェンダー・エンパワーメント指数 Gender empowerment measure GEM	グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 Global Gender Gap Index GGI
アメリカ	15.9%	3.0%	0.381	17.1%	△2.8%	0.400	0.762	0.700
ドイツ	26.7%	1.2%	0.298	9.8%	△2.7%	0.240	0.831	0.762
スウェーデン	29.4%	2.6%	0.234	5.3%	1.4%	0.212	0.906	0.815
日本	18.6%	1.4%	0.321	15.3%	△6.7%	0.273	0.557	0.646

注) 社会的支出の GDP 比は OECD(2009)「OECD Factbook2009」 2005 年データ。経済成長率、財政収支は OECD(2010)「OECD Economic Outlook, Volume 2009 Issue 2」、02-08 の平均値、ジニ係数、相対的貧困率は OECD(2009)「Society at a Glance 2009」2000 中頃のデータ

### 社会的支出の国際比較(2005年、対GDP比率)



出所) OECD "OECD Stat." <http://stats.oecd.org/index.aspx?r=766198>

上記データより東京大学大学院水上市作成

## 再分配のパラドックス

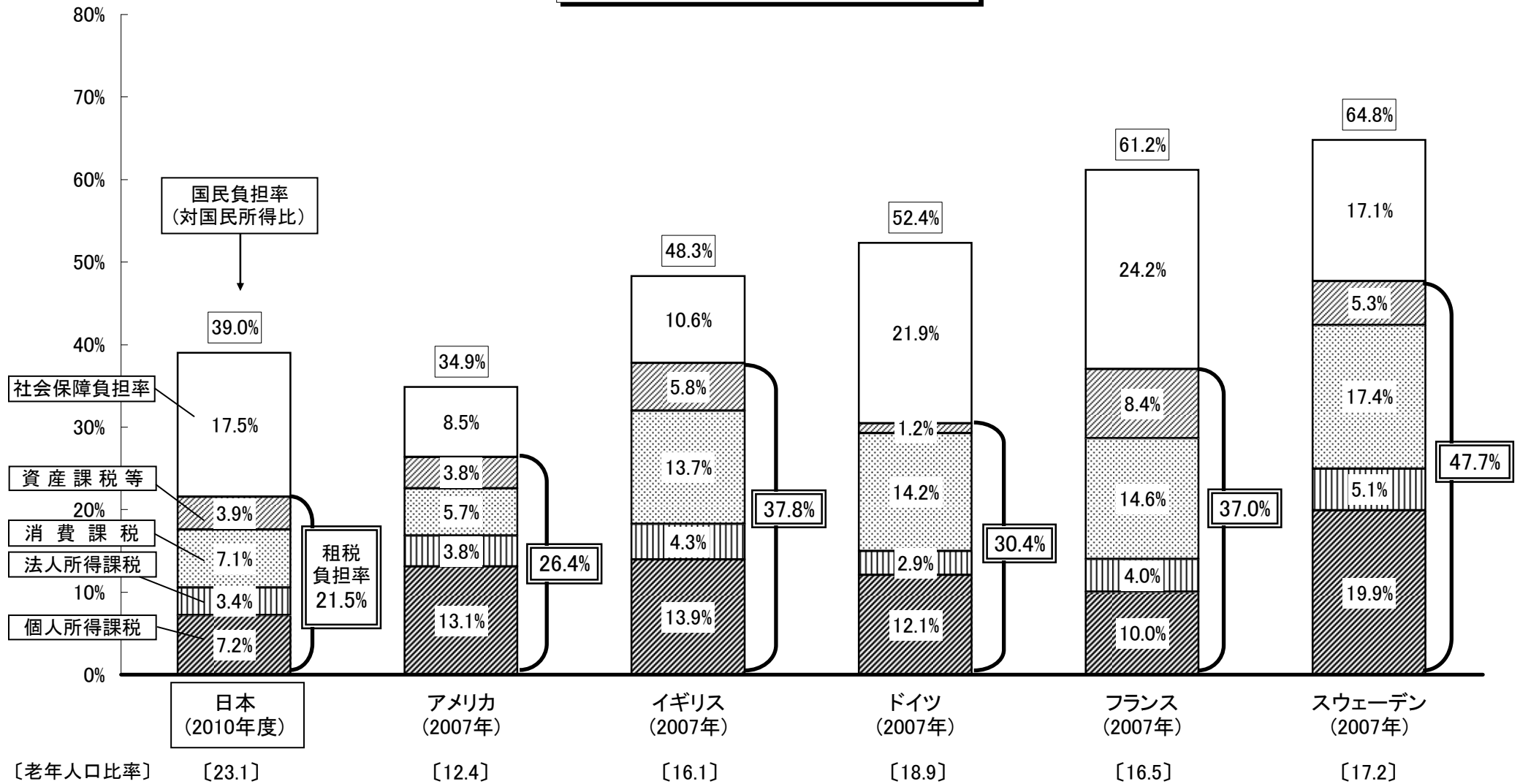
	社会的扶助支出	ジニ係数	相対的貧困率 (90年代半ば)	社会的支出
		90年代半ば		
アメリカ	3.7	0.361	16.7	15.2
イギリス	4.1	0.321	10.9	23.1
スウェーデン	1.5	0.211	3.7	35.3
デンマーク	1.4	0.213	3.8	30.7
ドイツ	2.0	0.280	9.1	26.4
フランス	2.0	0.278	7.5	28.0
日本	0.3	0.295	13.7	11.8

出所 社会的支出、積極的労働市場政策支出は、OECD、Social Expenditure Database、社会的扶助支出は、Tony Eardley, et.al., Social Assistance in OECD Countries: Synthesis Report, Department of Social Security Research Report, No.46, p.35。ジニ係数および相対的貧困率は、OECD、Society at glance: OECD Social Indicators: Raw Data <http://www.oecd.org/dataoecd/34/11/34542691.xls>

(注) 宮本太郎北海道大学教授による作成資料を修正して作成。

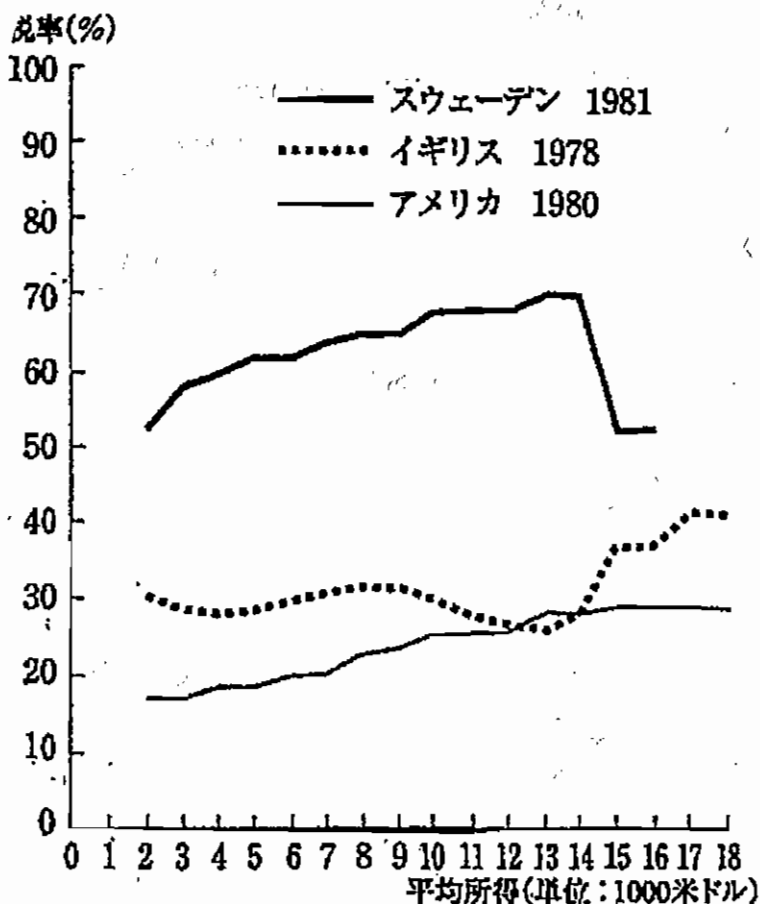


# 国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成22年度(2010年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2008"及び同 "National Accounts 1996-2007"等による。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。  
 4. 老年人口比率については、日本は2010年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database"による)である。

## 所得に占める実効租税負担の割合



出所: Steinmo, S. (1993), Taxation and Democracy.  
Yale University Press.  
塩崎潤・塩崎恭久訳「税制と民主主義」今日社, 1996年.

表：ジニ係数(1995年)

	財政介入前	財政介入後	変化率(%)
アメリカ	0.455	0.344	▲24.5
ドイツ	0.436	0.282	▲35.3
日本	0.340	0.265	▲22.0
フランス	0.392	0.231	▲41.0
スウェーデン	0.487	0.230	▲52.9

注) 指数化して表示。▲はマイナス。

出所) Steinmo,S. ,*Globalization and Taxation: Challenges to Swedish Welfare State*, discussion paper,2002.